## 伊仙町 タブレット端末 保護者向けFAQ

	質問内容	回答
1	タブレット端末の利用に金銭 的負担はありますか	今回のタブレット端末は、国からの補助を活用し、 町が整備しています。そのため、タブレット端末や ソフトウエアの使用に係る費用負担は生じません。 ただし、家庭に持ち帰った際の電気代や通信費用 は、家庭で負担していただくことになります。
2	タブレット端末は誰の所有に なりますか	町が所有するタブレット端末を貸与することになります。
3	タブレット端末は毎日持ち帰 りますか	令和3年度から中学生及び小学4~6年生について、 1週間のうち 複数回持ち帰ることを想定していま す。
4	端末に不具合が出た時はどう すれば良いですか	先ずは学校に連絡してください。学校と教育委員会 で必要な対応を調整します。
5	端末が故障した場合の修理代 はどうなりますか	故意の過失でない限り、補償の範囲内で修理することが可能です。但し、故意の過失で故障した際は、 その都度、学校や町と協議し、負担金額等を決めます。
6	タブレット端末はいつ返却す ることになりますか	市外への転校等がない限り、中学校を卒業するまで 継続して利用 し、卒業時に返却していただきま す。
7	タブレット端末が古くなれ ば、再度、新しいものを市 から貸与されますか	国の想定では、将来的にBYOD(自分自身で用意する)も視野に入れていることから、次回入替時の全国的な状況も背景に判断していくことになります。
8	OSは何ですか	Windowsです。
9	タブレット端末にはフィルタ リングがかかっていますか	フィルタリング等のセキュリティ対策を用意しています。SNSやチャット等は利用できないよう、制限してあります。
10	タブレット端末を持ち帰った際に、家庭にインター ネット回線がない場合はどのような利用が可能ですか。	文書の作成や写真撮影などのインターネット環境を 必要としない 学習は可能です。
11	町から無料のWi-Fiの貸し出 し等はないですか	現在のところございません。
12	家庭で新たにインターネット を契約する必要がありますか	家庭にインターネットへ接続する環境がなければ、 今後整備を検討していただく必要があります。 保護者のスマートフォンのデザリング機能等を使っ て接続することも可能ですが、契約によって通信料 等が変動する恐れがあるので、ご確認ください。